

平成20年(行ウ)第231号 行政文書一部不開示決定処分取消等請求事件
原告 崔鳳泰ほか9名
被告 国

準備書面(1)

平成20年9月1日

東京地方裁判所民事第3部A係 御中

被告指定代理人

洋浩重幸成録章
福益山和長阿田清大小武
光子田田尾部留水野川田
善



被告は、本件文書の不開示部分における各不開示情報該当性に関し、これまで上記各文書に記録された情報の性質、種類を明らかにした上で当該情報を開示することが韓国・北朝鮮をめぐる日本外交に与える影響等により不開示とすることに正当性がある旨主張したが、本準備書面において、上記各文書における各不開示部分の内容及び不開示理由について従前の主張を整理し直すとともに具体的な説明を加えて、各不開示部分が法5条各号に該当すると判断した理由を別紙のとおり明らかにする。

なお、略号の標記については、従前の例による。

別 紙

第1 不開示文書

「竹島問題に関する文献資料」(文書137)

不開示情報の内容等	不開示情報該当性
<p>外務省アジア局北東アジア課(当時)内日韓国交正常化交渉史編纂委員会が作成した文書である。</p> <p>当該文書は竹島問題に関する文献資料(主に外務省内で作成されたもの)のリスト及びその概要等である。</p>	<p>当該記載内容は、現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題に関し、我が国の対応に関する当時の内部検討状況等に言及した文書である。同問題は我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか、韓国側でも韓国駐在日本国大使館に対し抗議行動が起きる等、日韓両国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にあることから、政治的な重要性、歴史的経緯、国際法上の論点、両国国民の感情、さらには国際社会の認識等も踏まえた上で、万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があること等にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号に該当する。</p>

第2 部分開示文書

1 「朝鮮問題（対朝鮮政策）」（文書67、乙第7号証）

不開示情報の内容等	不開示情報該当性
<p>外務省アジア局第5課（当時）が作成した文書である。</p> <p>当該文書は、日本国政府が韓国政府との間で行った国交正常化交渉の概要や同交渉における日本国政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録された文書である。</p>	
<p>【37枚目及び53枚目】</p> <p>当該不開示部分には、日韓会談における財産・請求権問題等に関する韓国政府との交渉経過等日本国政府の踏み込んだ対応についての内部の検討等に関する情報が記載されている。</p>	<p>当該記載内容は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を具体的に記載したものであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している最中であることから、これを公にすることにより、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮側に予測させることにもつながりかねず、今後の我が国政府の対北朝鮮等の外交交渉において不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号の情報に該当する。</p>

2 「日韓会談議題の問題点」(文書68, 乙第8号証)

不開示情報の内容等	不開示情報該当性
<p>外務省が作成した文書である。</p> <p>当該文書は、日本国政府が韓国政府との間で行った国交正常化交渉の概要や同交渉における日本国政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録された文書である。</p>	
<p>【7枚目】</p> <p>当該不開示部分には、日韓会談における基本関係条約起草に関する韓国政府との交渉過程の踏み込んだやり取りが記載されている。</p>	<p>当該記載内容は、日韓国交正常化交渉における基本関係条約起草に関する我が国の検討状況等を具体的に記載したものであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している最中であることから、これを公にすることにより、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮側に予測されることにもつながりかねず、今後の我が国政府の対北朝鮮等の外交交渉において不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号の情報に該当する。</p>
<p>【15枚目, 19枚目直後, 22枚目, 23枚目, 24枚目及び25枚目】</p> <p>当該不開示部分には、財産・請求権問題等に関する韓国政府との交渉経過等日本国政府の踏み込んだ対応についての内部の検討内容、非公式会談における協議内容及び日韓会談における非公式見解等に関する情報が記載されている。</p>	<p>当該記載内容は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国内部の検討状況等を具体的に記載したものであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している最中であることから、これを公にすることにより、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮側に予測されることにもつながりかねず、今後の我が国政府の対北朝鮮等の外交交渉において不利益を被るおそれがあると行政</p>

	<p>機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号の情報に該当する。</p>
【68枚目】	<p>当該不開示部分には、竹島問題に関する日本国政府内部の踏み込んだ検討等に関する情報が記載されている。</p> <p>当該記載内容は、現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題に関し、我が国の対応に関する当時の内部検討等に言及した文書である。同問題は我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか、韓国側でも韓国駐在の日本国大使館に対し抗議行動が起きる等、日韓両国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にあることから、政治的な重要性、歴史的経緯、国際法上の論点、両国国民の感情、さらには国際社会の認識等も踏まえた上で、万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があること等にかんがみれば、これを公にすることにより、今後の我が国政府の対韓国等の外交交渉において不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号に該当する。</p>

3 「日韓会談における双方の主張及び問題点 本文及び付属資料」

(文書 69, 乙第9号証)

不開示情報の内容等	不開示情報該当性
<p>外務省アジア局第1課（当時）が作成した文書である。</p> <p>当該文書は、日本国政府が韓国政府との間で行った国交正常化交渉の概要や同交渉における日本国政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録された文書である。</p>	
<p>【13枚目、16枚目、76枚目及び82枚目】</p> <p>当該不開示部分には、日韓会談における財産・請求権問題等に関する韓国政府との交渉経過等日本国政府の踏み込んだ対応についての内部の検討及び対韓請求金額の試算等に関する情報が記載されている。</p>	<p>当該記載内容は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を具体的に記載したものであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している最中であることから、これを公にすることにより、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮側に予測させることにもつながりかねず、今後の我が国政府の対北朝鮮等の外交交渉において不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号の情報に該当する。</p>

4 「日韓会談の問題点」(文書72, 乙第10号証)

不開示情報の内容等	不開示情報該当性
<p>外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した文書である。</p> <p>当該文書は、日本国政府が韓国政府との間で行った国交正常化交渉の概要や同交渉における日本国政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録された文書である。</p>	
<p>【4枚目及び4枚目直後】</p> <p>当該不開示部分には、日韓会談における韓国の対日財産・請求権について韓国政府との交渉における日本国政府の踏み込んだ対応及びこれに関する内部の具体的な検討に関する情報が記載されている。</p>	<p>当該記載内容は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を具体的に記載したものであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している最中であることから、これを公にすることにより、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮側に予測させることにもつながりかねず、今後の我が国政府の対北朝鮮等の外交交渉において不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号の情報に該当する。</p>

5 「日韓会談の経緯及び問題点」(文書76, 乙第11号証)

不開示情報の内容等	不開示情報該当性
<p>外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した文書である。</p> <p>当該文書は、日本国政府が韓国政府との間で行った国交正常化交渉の概要や同交渉における日本国政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録された文書である。</p>	
<p>【21枚目及び25枚目】</p> <p>当該不開示部分には、日韓会談における財産・請求権問題等に関する日本側の主張について韓国政府との交渉における日本国政府の踏み込んだ対応及びこれに関する内部の具体的な検討に関する情報が記載されている。</p>	<p>当該記載内容は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を具体的に記載したものであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している最中であることから、これを公にすることにより、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮側に予測させることにもつながりかねず、今後の我が国政府の対北朝鮮等の外交交渉において不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号の情報に該当する。</p>

6 「日韓会談の経緯」(文書77, 乙第12号証)

不開示情報の内容等	不開示情報該当性
<p>外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した文書である。</p> <p>当該文書は、日本国政府が韓国政府との間で行った国交正常化交渉の概要や同交渉における日本国政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録された文書である。</p>	
<p>【60枚目】</p> <p>当該不開示部分には、日韓会談における財産・請求権問題等に関する日本側の主張について韓国政府との交渉における日本国政府の踏み込んだ対応についての内部の具体的な検討に関する情報が記載されている。</p> <p>なお、本文書の不開示部分の内容は、上記文書76、乙第11号証の25枚目と同一である。</p>	<p>当該記載内容は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を具体的に記載したものであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している最中であることから、これを公にすることにより、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮側に予測させることにもつながりかねず、今後の我が国政府の対北朝鮮等の外交交渉において不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号の情報に該当する。</p>

7 「第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合（第11回）」

(文書93, 乙第13号証)

不開示情報の内容等	不開示情報該当性
<p>外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書である。</p> <p>当該文書は、日本国政府が韓国政府との間で行った国交正常化交渉における第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第11回会合の議事要旨が記録された文書である。</p>	
<p>【13枚目, 13枚目直後及び14枚目】</p> <p>当該不開示部分には、第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第11回会合において、財産・請求権問題に関する日韓双方の踏み込んだやり取りが記載されている。</p>	<p>当該記載内容は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する日韓双方の率直なやり取りを記載したものであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している最中であることから、これを公にすることにより、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮側に予測させることにもつながりかねず、今後の我が国政府の対北朝鮮等の外交交渉において不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号の情報に該当する。</p>

8 「第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合（第12回）」
(文書94, 乙第14号証)

不開示情報の内容等	不開示情報該当性
<p>外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書である。</p> <p>当該文書は、日本国政府が韓国政府との間で行った国交正常化交渉における第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第12回会合の議事要旨が記録された文書である。</p>	
<p>【5項目及び5枚目直後（2枚）】</p> <p>当該不開示部分には、第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第12回会合において、財産・請求権問題に関する日韓双方の踏み込んだやり取りが記載されている。</p>	<p>当該記載内容は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する日韓双方の率直なやり取りを記載したものであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している最中であることから、これを公にすることにより、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮側に予測させることにもつながりかねず、今後の我が国政府の対北朝鮮等の外交交渉において不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号の情報に該当する。</p>

9 「第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合（非公式・その他）」（文書96、乙第15号証）

不開示情報の内容等	不開示情報該当性
<p>外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書である。</p> <p>当該文書は、日本国政府が韓国政府との間で行った国交正常化交渉の非公式会談の概要等が記録された文書である。</p>	
<p>【2枚目及び10枚目】</p> <p>当該不開示部分には、非公式会談において話し合われた財産・請求権問題等に関する日韓双方の踏み込んだやり取りが記載されている。</p>	<p>当該記載内容は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する韓国側の発言内容を踏まえて我が国の検討状況等を具体的に記載したものであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している最中であることから、これを公にすることにより、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮側に予測させることにもつながりかねず、今後の我が国政府の対北朝鮮等の外交交渉において不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号の情報に該当する。</p>

10 「第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会会合（第24～25回）」（文書102、乙第16号証）

不開示情報の内容等	不開示情報該当性
<p>外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書である。</p> <p>当該文書は、日本国政府が韓国政府との間で行った国交正常化交渉の概要等が記録された文書である。</p>	
<p>【10枚目】</p> <p>当該不開示部分には、在日韓国人の進学資格に関する日本国政府の対応についての踏み込んだ内容に関する情報が記載されている。</p>	<p>当該記載内容は、日韓国交正常化交渉における在日韓国人の進学資格等に関する我が国の検討状況を率直に記載したものであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している最中であることから、これを公にすることにより、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮側に予測させることにもつながりかねず、今後の我が国政府の対北朝鮮等の外交交渉において不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があること、当該記載内容は、韓国政府との外交交渉における率直な交渉状況等に関する情報を記載したものであり、これを公にすることにより、基本的価値を共有する重要な隣国である韓国との間で信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号の情報に該当する。</p> <p>さらに、上記情報を公にすることにより、今後の我が国における対北朝鮮及び対韓国との外交交渉における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条6号にも該当する。</p>

11 「日韓国交正常化交渉の記録総説5（第4次日韓会談）」

(文書125, 乙第17号証)

不開示情報の内容等	不開示情報該当性
<p>外務省の作成した文書である。</p> <p>当該文書は、日本国政府が韓国政府との間で行った国交正常化交渉の概要や同交渉における日本国政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録された文書である。</p>	
<p>【181枚目及び182枚目から183枚目】</p> <p>当該不開示部分には、日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置について、日本国政府の対応についての踏み込んだ検討内容に関する情報が記載されている。</p>	<p>当該記載内容は、日韓国交正常化交渉における会談が不調に終わった場合にとるべき措置に関する我が国の検討内容を具体的に記載したものであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している最中であることから、これを公にすることにより、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮側に予測されることにもつながりかねず、今後の我が国政府の対北朝鮮等の外交交渉において不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号の情報に該当する。</p> <p>また、181枚目の記載内容は、我が国政府部内における、韓国政府についての踏み込んだ評価等に関する情報を記載したものであり、これを公にすることにより、基本的価値を共有する重要な隣国である韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号の情報に該当する。</p> <p>さらに、上記情報を公にすることにより、今後の我が国における対北朝鮮</p>

及び対韓国との外交交渉の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるの
で、法5条6号にも該当する。

12 「日韓国交正常化交渉の記録総説6（在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と
帰還協定の締結）」（文書126，乙第18号証）

不開示情報の内容等	不開示情報該当性
<p>外務省が作成した文書である。</p> <p>当該文書は、日本国政府が韓国政府との間で行った国交正常化交渉の概要や同交渉における日本国政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録された文書である。</p>	
<p>【22枚目】</p> <p>当該不開示部分には、当時、在日朝鮮統一民主戦線中央議長であった李浩然に係る出入国許可問題に関する日本国政府内部の検討内容に関する情報が記載されている。</p>	<p>当該記載内容は、日韓国交正常化交渉における在日朝鮮人の出入国許可問題に関する我が国の検討状況を具体的に記載したものであるが、当該情報を公にすることにより、外国人の出入国に関する犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条4号の情報に該当する。</p> <p>また、当該情報を公にすることにより、我が国における外国人の出入国に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条6号にも該当する。</p>
<p>【48枚目】</p> <p>当該不開示部分には、在日朝鮮人の北朝鮮帰還について、日本国政府内部において検討された具体的な協議内容に関する情報が記載されている。</p>	<p>当該記載内容は、日韓国交正常化交渉における在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題に関する我が国政府の検討内容を具体的に記載したものであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している最中であることから、これを公にすることにより、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を予測されることにもつながりかねず、今後の我が</p>

国政府の対北朝鮮等の外交交渉において不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号の情報に該当する。

さらに、当該情報を公にすることにより、我が国における対北朝鮮等との外交交渉における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条6号にも該当する。